

＜ 変動金利定期預金 ＞商品概要説明書（１）

平成24年7月10日現在

1.	商 品 名	● 変動金利定期預金									
		< 単利型 >	< 複利型 >								
2.	販売対象	● 法人、個人									
3.	期 間	● 定額方式 1年、2年、3年 ● 満期日指定方式 1年超3年未満 ● 定額方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。	● 定額方式 3年 ● 預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。								
4.	預 入										
	預入方法	● 一括預入									
	預入金額	● 1円以上									
	預入単位	● 1円単位									
5.	払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。									
6.	利 息										
	適用金利	● 変動金利 ● 預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入時から6ヶ月ごとに利率を変更します。変更後の利率は店頭に表示している利率（基準となる指標金利にスプレッド幅を加えたもの）を適用します。 < 指標金利 > <table><tr><th>お預け入れ金額</th><th>指標となる金利</th></tr><tr><td>預入金額300万円未満</td><td>利率変更日の6か月ものスーパー定期S型の店頭表示金利</td></tr><tr><td>預入金額300万円以上1,000万円未満</td><td>利率変更日の6か月ものスーパー定期M型の店頭表示金利</td></tr><tr><td>預入金額1,000万円以上</td><td>利率変更日の6か月もの大口定期預金の店頭表示金利</td></tr></table> ● 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。		お預け入れ金額	指標となる金利	預入金額300万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期S型の店頭表示金利	預入金額300万円以上1,000万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期M型の店頭表示金利	預入金額1,000万円以上	利率変更日の6か月もの大口定期預金の店頭表示金利
お預け入れ金額	指標となる金利										
預入金額300万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期S型の店頭表示金利										
預入金額300万円以上1,000万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期M型の店頭表示金利										
預入金額1,000万円以上	利率変更日の6か月もの大口定期預金の店頭表示金利										
	利払方法	● 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率【約定利率（利率を変更したときは変更後の利率）×70％】により計算します。	● 満期日以後に一括してお支払いします。								
	計算方法	● 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	● 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算								

＜ 変動金利定期預金 ＞商品概要説明書（２）

平成24年7月10日現在

7. 税金	● 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ● 法人は総合課税となります。	● 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）
8. 手数料	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
9. 付加できる特約事項	● 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ● 個人のものはマル優の取扱いができます。 個人の方でマル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。	
10. 中途解約時の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および下記の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および下記の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。	● 満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
11. 金利情報の入手方法	● 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

＜ 期 限 前 解 約 利 率 ＞

解約日までの預入期間	約 定 期 間	
	1年・2年	3年
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×70%
2年6ヶ月以上3年未満		約定利率×90%

＜ 変動金利定期預金 ＞商品概要説明書（3）

平成24年7月10日現在

12. 苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-58-3311）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）もしくは、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考 となる事項	● 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ● 自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 元利金継続型……満期日にお利息を元金に加えて継続します。 元金継続型……満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。 ● この預金は「変動金利定期預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）